

○質疑事項

1. 実施要領 5 頁に「提案書等の著作権は、提案者に帰属する。ただし、必要な場合には 提案者の承諾を得て、 提案書等の内容を本町が無償で使用できることとする。」とありますが、この提案書とは、貴町に採用された提案書を意味していると解してよろしいでしょうか？

(回答)

はい。お見込みの通りです。

2. 仕様書 2 頁 4 その他に「ただし、集約できた調査票は請負業者の負担で収集する。」とありますが、集約とは具体的にはどのようなことを指しておられますか？

(回答)

仕様書 2 頁 4 その他に「ただし、集約できた調査票は請負業者の負担で収集する。」の集約は、町が回収した調査票のことを指します。